

## 規制緩和と電子化の推進

新型コロナウイルスの感染拡大の中、社会の変革が求められています。中国の業務においても規制緩和や電子化の推進となる通知が次々と発せられ、このコロナ危機から新たなビジネスチャンスが生まれるかもしれません。

### 外貨管理の最適化、渉外業務の発展支持に関する通知

国家外貨管理局はビジネス環境の更なる改善、実態経済の高品質なサービスの発展のため外貨サービス方式の完備、越境貿易投資のレベルの向上を決定した。

#### 1 全国において資本項目収入支払いの利便性向上の改革を推進する。

条件に合致する企業が外債、海外での上場等の資本項目収入を用いて国内支払いすることを許可し事前に銀行に対して真実性証明資料を提出する必要はない。

#### 2 特別な外貨払戻業務に関する登記手続きを廃止する。

貨物貿易外貨収支企業名分類がA類の企業は、単独の価額等の金額が5万米ドル以下で外貨払戻日と元の代金受取・支払日との間に180日超の期間がある或いは特殊な状況で元のルートで払戻できない外貨払戻業務を処理するときは、事前に外貨管理局で登記手続きを処理する必要がなく、直接、金融機関で処理することができる。

#### 3 一部の資本項目業務の登記管理を簡素化する。

条件に合致する国内保証・国外貸付と国外貸付の抹消登記を銀行に移管する。

非金融企業の国内保証・国外貸付の責任が既に解除され、かつ国内保証・国外貸付の履行契約が発生しない状況において、その所属する分局が所轄する銀行で「国内保証・国外貸付の抹消登記を直接処理することができる。

非金融企業の国外貸付の期限が満了し、国外貸付の元利金を正常に回収する状況において、その所属する分局が所轄する銀行で国外貸付の抹消登記を直接処理できる。

#### 4 輸出の背景がある国内における外貨借入金の外貨購入による返済を緩和

輸出手形による融資（輸出為替）など国内における外貨借入は規定に基づき、経常項目の外貨決済口座に入金し、かつ、外貨の人民元転手続きをした場合は、原則として自己が保有する外貨また貨物貿易輸出代金で返済しなければならない。企業は回収予定日に輸出代金が入金せず、その他の外貨資金がない場合は、外貨を購入し返済手続きをすることができる。

#### 5 外貨業務に使用する電子証憑の利便

銀行が規定に基づき電子証票を審査し、貿易外貨収支を処理するときの条件「企業A分類及び設立後2年以上」を廃止する。

**6 銀行のクロスボーダー電子商取引の外貨決済を最適化する。**

銀行が支払い機関外貨業務管理弁法の通知に照らして取引情報を収集し真実性の審査等の条件が満たされる状況において 取引の電子情報に任せて国境を越える電子商取引の市場主体のために為替決済と関連する資金の収支サービスを提供する。

**7 審査手続きの業務を緩和する。**

金融機関が規定により審査し経常項目の外貨収支時に内部統制の要求と実際業務の需要に基づき実質合理の原則に照らして証明書原本に日付及び捺印するかどうか自主的に決定することができる。ただし、現行規定に基づき事後検査のために資料を保存する必要がある。

**8 銀行が革新する新金融サービスを支持する。****電子会計証憑の精算及び記帳保存の規範に関する通知**

電子商取引、電子政務の発展に対応し各種電子会計証憑の精算、記帳の保存を規範化するため国家に関する法律、行政法規に基づき関連する事項を通知する。

電子会計証憑とは、単位が外部から接收する電子形式の各種の会計証憑を指し、電子インボイス、財政電子手形、電子搭乗券、電子航空券、電子税関専用納付書、銀行電子振込明細等の電子会計証憑を含む。

出所が合法で真実な電子会計証憑と紙の会計証憑は同等な法律効力を有する。

法律と行政法規に別途規定がある場合を除き、下記の条件を同時に満たす場合、単位が電子会計証憑のみを使用して精算、記帳、保存を行うことができる。

- ① 接收した電子会計証憑が検査を経て合法で真実であること。
- ② 電子会計証憑の伝送、保存が安全で信頼可能であり、電子会計証憑に対する如何なる改ざんが即時に発見できる。
- ③ 使用する会計システムが電子会計証憑及びそのメタデータに対する接收と読込を正確、完全であり国家統一の会計制度に基づき会計業務を完成することができる。国家保存行政管理部署の規定した書式に基づき電子会計証憑及びそのメタデータをアウトプットすることができ取扱、突合、審査等の必要な認可プロセスを設定し且つ電子会計証憑の重複記帳を有効に防止する。
- ④ 電子会計証憑保存及び管理が『会計保存管理弁法』等の要求に合致する。

単位が電子会計証憑を紙で印刷したものを精算記帳し保存する場合、その印刷

した電子会計証憑を同時に保存しなければならない。

保存管理要求に合致する電子会計証憑と紙質での保存は同等な法律効力を有する。法律、行政法規に別途規定がある場合を除き、電子会計保存とし紙質の保存をしないことができる。